

市民活動支援センター設置要領

(趣旨)

第1条 市民活動支援センター(以下「センター」という。)及び市民活動支援センター行徳(以下「センター行徳」という。)は、市民活動への支援を通じ、地域における様々な活動が活性化することで、地域の課題解決力の向上と、地域福祉の推進を図るために設置する。

2 この要領はセンターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 センターは、第1庁舎2階(市川市八幡1丁目 1-1)NPO・市民活動支援課事務事業スペース内(ミーティングスペース及びものづくり工房)に置く。また、センター行徳は、行徳支所2階(市川市末広1丁目 1-31)に置く。

(利用対象)

第3条 センター利用者は次に掲げるものとする。

- (1) 本市を拠点として活動している市民活動団体
- (2) その他利用が必要と認められたもの

2 センター行徳利用者は次に掲げるものとする。

- (1) 本市を活動拠点としている市民活動団体
- (2) その他利用が必要と認められたもの

(施設等)

第4条 センターに次の各号に掲げる施設等を置く。

- (1) ミーティングスペース
- (2) 作業スペース
- (3) 相談コーナー
- (4) 情報コーナー
- (5) 印刷機(市民活動団体のみ対象)
- (6) 貸出機材

2 センター行徳に次の各号に掲げる施設等を置く。

- (1) ミーティングスペース(市民活動団体のみ対象)
- (2) 相談コーナー
- (3) 情報コーナー

(開館日・開館時間)

第5条 センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 日曜、祝日

(2) 1 月 1 日から 1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日

2 センターの開館時間は、午前9時 00 分～午後 8 時 00 分とする。

3 センター行徳は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

(1) 土曜、日曜、祝日

(2) 1 月 1 日から 1 月 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日

4 センター行徳の開館時間は、午前9時 00 分～午後 5 時 00 分とする。

5 本条の規定に関わらず、必要があると認めるときは開館時間の変更、又休館日以外の日に閉館することができる。

(施設等に関する利用)

第6条 第 4 条に掲げる施設を利用しようとするものは、NPO・市民活動支援課の定めるところにより、利用の承認を受けなければならない。

2 第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 号及び同条第 2 項第 1 号、第 4 号の施設等を利用する場合、事前に予約することができる。

3 第 4 条第 1 項第 6 号については、別途定めるところにより、事前に予約及び承認を受けなければならない。

4 利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない場合がある。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき

(2) 営利を主な目的とした利用と認められるとき

(3) 特定の政治主義の支持、又は反対のための利用と認められるとき

(4) 特定の政党若しくは候補者の支援、又は反対のための利用と認められるとき

(5) 特定の宗教の支持、又は反対のための利用と認められるとき

(6) センターの運営上支障があるとき

(7) その他必要と認めたとき

5 本条について必要な事項は別途定める。

(利用承認の取消し等)

第7条 前条第1項の規定により承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による承認を取消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 前条第 5 項の各号のいずれかに該当するに至ったとき

(2) この要領に基づく規定に違反したとき

(利用の制限)

第8条 センターの利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用を拒み、または退場を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれがあるとき

(2) その他センターの運営上支障があるとき

(その他)

第 9 条 この要領に定めのないものは、別途定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。